



ひとり親家庭等 医療費助成 (親医療証)

ひとり親家庭などの保険診療の医療費の自己負担分(3割)の一部を助成します



だれが使えるの？

健康保険に加入していて、お子さん(18歳になった後最初の3月31日まで。中度以上の障害がある場合は、20歳未満)を養育している世田谷区在住のひとり親家庭などの方です。所得制限があります。高校生世代までのお子さんの医療費は、子ども等医療費助成制度で助成します。

※令和6年1月～12月の所得制限限度額(令和4年中の所得額をもとにします。)

| 税法上の扶養数 | 申請者 | 配偶者および扶養義務者(同居の父母兄弟など) 孤児などの養育者 |
|---------|------------|---------------------------------|
| 0人 | 1,920,000円 | 2,360,000円 |
| 1人 | 2,300,000円 | 2,740,000円 |
| 2人 | 2,680,000円 | 3,120,000円 |
| 3人 | 3,060,000円 | 3,500,000円 |

※申請者が父または母の場合、申請者の所得額に、令和4年中に受け取った養育費の80%が加算されます。

病院や薬局の窓口での自己負担額は？

住民税課税世帯は医療費の1割(上限額あり)です。住民税非課税世帯は医療費の自己負担は原則ありません。

※入院したときの食事代などは助成対象外になります。

どうやって申し込むの？

窓口で申請した日から資格が発生します

申請者本人が子ども家庭支援センター窓口で手続きしてください。手続きに必要なものをご案内しますので、お住まいの地域の子ども家庭支援センターまでご連絡ください。

お問い合わせ

各総合支所子ども家庭支援センター
(連絡先はP36～37)

世田谷区
ひとり親医療費

